

令和7年度決算に基づく健全化判断比率及び資金不足比率の概要

「地方公共団体の財政の健全化に関する法律」により、地方公共団体は、財政の健全性を判断するための指標(健全化判断比率)と、公営企業ごとに経営状況を明らかにする指標(資金不足比率)を公表することとされています。

また、この各指標が一定の基準以上になった場合は、財政の早期健全化や財政の再生を図るための計画作成等が必要になります。

I 健全化判断比率

全ての指標について、早期健全化基準を下回っています。

	実質赤字比率	連結実質赤字比率	実質公債費比率	将来負担比率
相模原市	—	—	2.9%	—
早期健全化基準	11.25%	16.25%	25%	400%
財政再生基準	20%	30%	35%	

※実質赤字額や連結実質赤字額等がない場合は、「—」と表記している。

早期健全化基準とは

健全化判断比率のいずれかが早期健全化基準以上となった場合、財政健全化団体となり、財政健全化計画の策定・公表をしなければなりません。

財政再生基準とは

実質赤字比率、連結実質赤字比率または実質公債費比率のいずれかが財政再生基準以上となった場合、財政再生団体となり、財政再生計画の策定・公表をしなければなりません。また、地方債の発行が制限されます。

詳細は次ページ以降をご覧ください。

○ 実質赤字比率

一般会計等を対象とした実質赤字の標準財政規模に対する比率

$$\text{実質赤字比率} = \frac{\text{一般会計等の実質赤字額}}{\text{標準財政規模}}$$

(単位:千円)

対象となる会計	実質収支額
一般会計	6,831,179
母子父子寡婦福祉資金貸付事業特別会計	0
公共用地先行取得事業特別会計	52
公債管理特別会計	0
麻溝台・新磯野第一整備地区土地地区画整理事業特別会計	34
実質収支額 計	6,831,265
一般会計等の実質赤字額 a	—
標準財政規模 b	195,259,269
実質赤字比率 a / b	※1 —

※1 実質収支が黒字となり実質赤字額が生じないため、実質赤字比率は算定されません。

○ 連結実質赤字比率

全会計(財産区特別会計を除く)を対象とした連結実質赤字額の標準財政規模に対する比率

$$\text{連結実質赤字比率} = \frac{\text{連結実質赤字額}}{\text{標準財政規模}}$$

(単位:千円)

対象となる会計	実質収支額
一般会計	6,831,179
母子父子寡婦福祉資金貸付事業特別会計	0
公共用地先行取得事業特別会計	52
公債管理特別会計	0
麻溝台・新磯野第一整備地区土地地区画整理事業特別会計	34
国民健康保険事業特別会計(事業勘定)	308,061
国民健康保険事業特別会計(直営診療勘定)	12,073
自動車駐車場事業特別会計	9,027
介護保険事業特別会計	1,068,075
後期高齢者医療事業特別会計	641,857
実質収支額 計 ①	8,870,358

対象となる会計	資金不足・剰余額
簡易水道事業会計	342,501
下水道事業会計	10,209,474
資金不足・剰余額 計 ②	10,551,975
連結実質収支額 ①+②	19,422,333
連結実質赤字額 a	—
標準財政規模 b	195,259,269
連結実質赤字比率 a / b ※2	—

※2 連結実質収支が黒字となり連結実質赤字額が生じないため、連結実質赤字比率は算定されません。

実質赤字比率、連結実質赤字比率ともに、算定初年度(平成19年度決算)から、全会計で赤字は発生していません。

○ 実質公債費比率

一般会計等が負担する元利償還金及び準元利償還金の標準財政規模に対する比率

$$\text{実質公債費比率 (3 か年平均)} = \frac{(\text{地方債の元利償還金} + \text{準元利償還金}) - (\text{特定財源} + \text{元利償還金} \cdot \text{準元利償還金に係る基準財政需要額算入額})}{\text{標準財政規模} - (\text{元利償還金} \cdot \text{準元利償還金に係る基準財政需要額算入額})}$$

(単位:千円)

決算年度		令和 7 年度	令和 6 年度	令和 5 年度
	地方債の元利償還金	19,247,240	21,052,782	21,657,815
	準元利償還金	8,766,714	8,682,503	8,673,953
元利償還金・準元利償還金 計 a		28,013,954	29,735,285	30,331,768
特定財源 b		7,745,429	8,042,734	7,834,849
元利償還金・準元利償還金に係る基準財政需要額算入額 c		15,173,019	16,351,259	17,729,317
標準財政規模 d		195,259,269	188,825,625	184,939,705
実質公債費比率(単年度) $\frac{a-(b+c)}{d-c}$		2. 8 %	3. 1 %	2. 9 %
実質公債費比率(3 か年平均)		2. 9 %	2. 9 %	2. 8 %

準元利償還金とは

公営企業債の償還に充当された一般会計等からの繰出金や、債務負担行為に基づく支出のうち公債費に準ずるもの等。

実質公債費比率は、前年度と同様の2. 9%となっています。

○ 将来負担比率

一般会計等が将来負担すべき実質的な負債の標準財政規模に対する比率

$$\text{将来負担比率} = \frac{\text{将来負担額} - (\text{充当可能基金額} + \text{特定財源見込額} + \text{地方債現在高等に係る基準財政需要額算入見込額})}{\text{標準財政規模} - (\text{元利償還金} \cdot \text{準元利償還金に係る基準財政需要額算入額})}$$

(単位:千円)

決算年度		令和 7 年度	令和 6 年度	増減
	地方債の現在高	269,889,694	272,274,300	▲2,384,606
	債務負担行為に基づく 支出予定額	11,566,064	12,413,502	▲847,438
	公営企業債等繰入見込額	36,954,639	36,175,174	779,465
	組合負担等見込額	0	0	0
	退職手当負担見込額	45,415,236	42,745,236	2,670,000
	設立法人の負債額等負担見込額	192,876	242,428	▲49,552
	連結実質赤字額	0	0	0
	組合等連結実質赤字額負担 見込額	0	0	0
将来負担額 計 a		364,018,509	363,850,640	167,869
	充当可能基金額	90,312,217	83,121,904	7,190,313
	特定財源見込額	47,676,654	49,390,778	▲1,714,124
	地方債現在高等に係る 基準財政需要額算入見込額	235,524,002	240,063,792	▲4,539,790
充当可能財源等 計 b		373,512,873	372,576,474	936,399
標準財政規模 c		195,259,269	188,825,625	6,433,644
元利償還金・準元利償還金に 係る基準財政需要額算入額 d		15,173,019	16,351,259	▲1,178,240
将来負担比率 $\frac{a-b}{c-d}$		—	—	—

将来負担比率は、前年度に引き続き、充当可能財源等が将来負担額を上回ったため、「—」と表記しています。

Ⅱ 資金不足比率

公営企業を対象とした資金不足額の事業規模に対する比率

$$\text{資金不足比率} = \frac{\text{資金の不足額}}{\text{事業の規模}}$$

対象となる会計	資金不足比率	経営健全化基準
簡易水道事業会計	資金不足は無い	20%
下水道事業会計	資金不足は無い	

経営健全化基準とは

資金不足比率が経営健全化基準以上となった場合、経営健全化団体となり、基準以上となった公営企業ごとに、経営健全化計画の策定・公表をしなければなりません。

算定初年度(平成19年度決算)から、全ての公営企業において、資金不足は生じていません。